



うめ

W
Power Alliance Tax Accountant Office
パワーアライアンス税理士事務所

News

編集発行人

パワーアライアンス税理士事務所
税理士 若杉 治
〒151-0073
東京都渋谷区笹塚3-37-1
第1花井ビル2F
TEL 03 (5365) 4744(代)
FAX 03 (5365) 4745
E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

◆ 2月の税務と労務

国 税／令和6年分所得税の確定申告

2月16日～3月17日

(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)

国 税／贈与税の申告

2月1日～3月17日

国 税／1月分源泉所得税の納付

2月10日

国 税／12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

2月28日

国 税／6月決算法人の中間申告

2月28日

国 税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間
申告(年3回の場合)

2月28日

国 税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人
税の確定申告及び納付

2月28日

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日

23日・天皇誕生日 24日・振替休日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	.

地方税／固定資産税(都市計画税)第4期分の納付

市町村の条例で定める日

ワン
ポイント

e-Tax機能の充実化 昨年より、e-TaxのWEB型ソフト「WEB版」と「SP版」が、「e-Taxソフト(WEB版)」に統一され利用しやすくなっています。また、マイページから確認できる情報の拡充や、スマホ用電子証明書に対応しマイナンバーカードを読み取らなくてもスマホ申告が可能になるなど、機能の充実化が進められています。

令和6年分 確定申告 のポイント



今年も確定申告の時期になりました。令和6年分の確定申告と納税の期限は、令和7年3月17日です。次頁に確定申告の主な対象者や注意点をまとめたチェックリストがありますので、ご活用ください。

定額減税

令和6年分の所得税では、定額減税が実施されています。

定額減税の適用を受けることができる人は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1805万円以下の人です。

特別控除の額は、本人3万円

と同一生計配偶者または扶養親族1人につき3万円の合計額で、いずれも居住者に限ります。

確定申告では、所得金額から所得控除の額を差し引いて課税所得金額を求めます。課税所得金額に税率を乗じて求めた税額から住宅ローン控除などを行い、さらに定額減税額を控除します。定額減税額控除後の税額に復興特別所得税を加算して、年税額を計算することになります。

定額減税には所得制限がありますが、制限を超える人であっても、令和6年6月以後に主たる給与の支払者から受ける給与は、月次減税が適用されている可能性があります。確定申告では、月次減税された源泉徴収税額と、最終的な年間の所得税額との精算を行います。

確定申告書等作成コーナー

国税庁のホームページには、「確定申告書等作成コーナー」があります。ここでは、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税や消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書等の作成やe-Taxによ

る送信をすることができます。

この確定申告書等作成コーナーについて、令和7年1月から所得税のすべての画面で、スマホでも操作しやすい画面が提供されることになりました（消費税と贈与税では、一部の画面で提供）。さらにパソコンで表示される画面もデザインが統一され、操作性が向上しています。

また令和7年1月から、スマホ用電子証明書を利用することで、マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書の作成やe-Tax送信ができるようになります。スマホ用電子証明書については、デジタル庁HPの特設ページをご覧ください。

確定申告の誤りやすい事例

事例①

生命保険会社などから、満期金や一時金を受け取った場合、その収入は一時所得になります。また、競馬などの公営競技の払戻金なども、一時所得になります。このような収入がある場合には、確定申告をする必要があるか、確認をしてください。

事例②

居住者は、国内で得た所得と合わせて海外で得た所得も申告する必要があります。海外で得た所得としては、国外で支払われる預貯金等の利子や、国外にある不動産の貸付や譲渡による収益などが挙げられます。これらは、外国の税務当局に申告した所得であっても、確定申告に含める必要があります。

事例③

ふるさと納税でワンストップ特例の適用の申請をした場合、確定申告をするとワンストップ特例の適用に関する申請が無効になります。そのため、ワンストップ特例の申請をした分も含めて、寄附金控除の計算をする必要があります。



確定申告チェック表

(令和6年分用)

① 確定申告が必要な人

区分	項目	チェック内容	チェック欄
対象者(主な例)	個人で事業を行い、または不動産収入があり、納税額がある	青色申告決算書・収支内訳書の添付が必要	☐
	給与収入が年間2,000万円を超える		☐
	給与所得・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える	還付申告の場合は20万円以下の場合も含めて申告	☐
	2か所以上から給与をもらっている		☐
	同族会社の役員等で、その同族会社から給与の他に貸付金利子や賃借料などの支払いを受けた		☐
	公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある	公的年金等の収入金額が400万円以下で、その全部が源泉徴収対象の場合、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は申告不要	☐
	外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されていない退職金がある		☐
	譲渡所得や山林所得などの各種所得があり、納税額がある	損益通算をできる損失は、不動産・事業・譲渡・山林所得のみ ※譲渡は、一定の居住用財産以外の土地・建物等を除く 業務に係る雑所得で一定の人は、収支内訳書の添付が必要	☐

② 確定申告の際の注意点

区分	項目	チェック内容	チェック欄
所得控除(主な例)	医療費控除	補てん金は、未収であっても見積りにより計上	☐
		差引負担額から所得金額の5%(最高10万円)を差し引く	
		医療費控除の明細書の添付が必要、領収書は5年間保管	
	寄附金	領収書・証明書等の添付が必要	☐
	特定扶養親族	対象者は、扶養親族のうちH14.1.2～H18.1.1生まれの人	☐
	寡婦控除	ひとり親控除の対象者を除く、合計所得金額が500万円以下	☐
		夫と死別の場合は扶養親族要件なし、離別の場合は扶養親族要件あり	
	ひとり親控除	合計所得金額が500万円以下、子の所得48万円以下、事実婚の状況にない	☐
	配偶者控除・配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円超は適用不可	☐
税額控除(主な例)	配当控除	控除額：課税総所得金額が1,000万円以下は10%、1,000万円を超える部分は5%	☐
	住宅ローン控除	合計所得金額が2,000万円超(特例居住用家屋・特例認定住宅等は1,000万円超)は、適用不可 添付書類 (1) 新築・中古家屋の場合 ① 家屋(土地)の登記事項証明書 ② 請負契約書 又は 売買契約書の写し ③ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 (2) 増改築等をした家屋の場合 上記(1)の書類の他に、次のいずれかの書類 ① 建築確認済証の写し ② 検査済証の写し ③ 増改築等工事証明書	☐
その他	定額減税額	「令和6年分特別税額控除」欄に、人数と金額を記載	☐
	源泉徴収税額	未払いの源泉所得税額も含めて記載	☐
	予定納税額	第1期・第2期とも、未納があっても記載する	☐
	第3期分の税額	納税の場合は、100円未満の端数を切り捨て	☐

特定贈与者が年の途中で死亡した場合

60歳以上の父母や祖父母などから18歳以上の子や孫などに対して財産を贈与した場合、相続時精算課税制度を選択することができます。この制度は、贈与者ごとに選択をすることができます。選択をした贈与者（以下「特定贈与者」）が亡くなった時の相続税の計算では、相続財産の価額にその亡くなった特定贈与者から贈与を受けた財産の贈与時の価額のうち一定の金額を加算して相続税額を計算します。

この制度により2人以上の特定贈与者から贈与を受けた後、それらの特定贈与者の

うち1人が年の途中で死亡した場合、相続税と贈与税の課税価格に加算される金額はどのように計算するのでしょうか。

例えば、父から1,000万円、母から100万円の贈与を受けた後、父が死亡した場合には、父の死亡に係る相続税の課税価格に加算される金額は900万円、母からの贈与により取得した財産に係る贈与税の課税価格に算入される金額は90万円になります。これは、父から贈与により取得した財産と母から贈与により取得した財産を合算したところで父母それぞれの相続時精算課税に係る基礎控除額を算出し、相続税の課税価格に加算される金額と贈与税の課税価格に算入される金額を計算した結果です。具体的には、次の計算式で計算されます。

- (1) 父の死亡に係る相続税の課税価格に加算される金額

$$1,000\text{万円}\langle\text{父からの贈与分}\rangle - (110\text{万円} \times \frac{1,000\text{万円}\langle\text{父からの贈与分}\rangle}{1,000\text{万円}\langle\text{父からの贈与分}\rangle + 100\text{万円}\langle\text{母からの贈与分}\rangle}) = 900\text{万円}$$

- (2) 母からの贈与に係る贈与税の課税価格に算入される金額

$$100\text{万円}\langle\text{母からの贈与分}\rangle - (110\text{万円} \times \frac{100\text{万円}\langle\text{母からの贈与分}\rangle}{1,000\text{万円}\langle\text{父からの贈与分}\rangle + 100\text{万円}\langle\text{母からの贈与分}\rangle}) = 90\text{万円}$$

帳簿書類等の保存期間

法人には、現金出納帳や総勘定元帳などの帳簿を備え付けてその取引を記録することや、帳簿と取引等に関して作成や受領した契約書や注文書、領収書などの書類を保存する義務があります。

これらの帳簿書類などの保存期間は、その事業年度の確定申告書の提出期限の翌日から7年間です。例えば令和7年2月28

日で終了する事業年度の場合、同年4月30日が確定申告書の提出期限になりますので、令和14年4月30日まで保存する必要があります。なお、会社法上の会計帳簿の保存期間は、10年と定められています。

ただし、青色申告書を提出した事業年度で欠損金が生じた事業年度など一定の場合には、法人税法上の保存期間は10年間（平成30年4月1日以前に開始した事業年度は9年間）になります。

2月の税務ピックアップ

贈与税の申告

1月1日から12月31日までの1年間に財産の贈与を受けた人は、一定の要件に該当する場合には贈与税の申告をする必要があります。令和6年分の贈与税の申告は、令和7年2月1日から同年3月17日までに行います。

令和6年度税制改正で、住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が令和8年まで3年間延長されました。

ただし、非課税限度額が1,000万円となる「良質な住宅」の要件について、新築住宅の省エネ性能要件がZEH水準（断熱等性能等級5以上（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く）、かつ一次エネルギー消費量等級6以上）に改正されている点にご注意ください。なお、令和5年12月31日までに建築確認を受けた住宅又は令和6年6月30日までに建築された住宅は、従来の要件で適用を受けることができます。